

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

高石市長様

届出者 住所  
氏名  
電話 ( )

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 高石市
- 2 行為の着手年月日 年 月 日
- 3 行為の完了年月日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1)	土地の区画形質の変更	区域の面積			m <sup>2</sup>	
(2)	建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種類別 (建築物の建築・工作物の建設)		(新築・改築・増築・移転)		
		(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
			(a) 敷地面積			m <sup>2</sup>
			(b) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			(c) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			(d) 高さ 地盤面から m	(f) 用途		
(e) 緑化施設の面積 m <sup>2</sup>	(g) かき又はさくの構造					
(3)	建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
		m <sup>2</sup>				
(4)	建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5)	木竹の伐採	伐採面積			m <sup>2</sup>	

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること
  - 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
  - 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
  - 4 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。ただし、緑化率の制限がある場合のみ記載すること。